

第 164 号 (令和 6 年 4 月 15 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[告示]**

△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	3
△	同 【財政局税制課】	4
△	多機能端末機による証明書等自動交付手数料の収納事務の委託【市民局窓口サービス課】	5
△	郵送申請における戸籍関係証明書の交付手数料の収納事務の委託【市民局窓口サービス課】	6
△	児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】	7
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	8
△	家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】	9
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	10
△	同 【こども青少年局こども施設整備課】	11
△	埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】	12
△	生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	13
△	生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	15
△	生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	16
△	生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	18
△	生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】	19
△	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	20
△	生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局生活支援課】	22
△	生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】	23
△	生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	24
△	生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	25
△	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	30
△	生活保護法に基づく指定介護機関の辞退【健康福祉局生活支援課】	31
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【建築局都市計画課】	32
△	同 【建築局都市計画課】	33
△	同 【建築局都市計画課】	34
△	同 【建築局都市計画課】	35
△	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更【建築局都市計画課】	36
△	同 【建築局都市計画課】	37
△	同 【建築局都市計画課】	38
△	指定公金事務取扱者の指定並びに収納及び支出事務の委託【建築局市営住宅課】	39
△	指定公金事務取扱者の指定及び支出事務の委託【建築局市営住宅課】	41
△	戸塚駅西口高架下店舗及び共同荷捌場の賃貸料の徴収事務の委託【都市整備局市街地整備調整課】	42

△ 横浜市山内図書館複写手数料の収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】	43
△ 「横浜の本と文化」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】	44
△ 「横浜の本と文化別冊」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】	45
△ 「本牧波瀾の 100 年」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】	46
△ 「Yokohama's Memory」売払代金収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】	47
△ 令和 6 年度包括外部監査契約の締結【監査事務局監査管理課】	48
<b>【公告】</b>	
△ 職員の懲戒処分【総務局人事課】	49
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	50
△ 同【経済局商業振興課】	51
△ 対象事業の非該当の届出【みどり環境局環境影響評価課】	53
△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	54
△ 廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	55
△ 横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	56
△ 横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	57
△ 同【建築局都市計画課】	58
△ 建築協定の認可【建築局建築企画課】	59
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	60
△ 同【建築局調整区域課】	61
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	62
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	63
△ 同【建築局建築指導課】	64
<b>【達】</b>	
△ 港湾局船員規程の廃止【港湾局水域管理課】	65
<b>【区告示】</b>	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【緑区地域振興課】	66
<b>【水道局】</b>	
△ 横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程【総務課】	67
△ 横浜市水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程及び横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	75
△ 横浜市水道局会計規程及び横浜市水道局定期支出金支出事務の特例に関する規程の一部を改正する規程【経理課】	78
△ 横浜市水道条例施行規程の一部を改正する規程【サービス推進課】	134
<b>【交通局】</b>	
△ 地域限定共通 1 日乗車券の発売の一部改正【自動車本部営業課】	135
<b>【教育委員会】</b>	
△ 職員の懲戒処分【教職員人事課】	137

告示

横浜市告示第 134 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 26 年 5 月横浜市告示第 345 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 2 月 6 日	特定非営利活動 法人 W E 2 1 ジ ヤパン都筑	都筑区茅ヶ崎 中央 30 番 14 号	(新) 平成 26 年 2 月 1 日 から令和 11 年 1 月 31 日まで
			(旧) 平成 26 年 2 月 1 日 から令和 6 年 1 月 31 日まで

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 26 年 5 月横浜市告示第 354 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 2 月 28 日	特定非営利活動 法人横浜マック	旭区本宿町 91 番地の 6	(新) 平成 26 年 2 月 1 日 から令和 11 年 1 月 31 日まで
			(旧) 平成 26 年 2 月 1 日 から令和 6 年 1 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 135 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 告 示 内 容 の 変 更

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 の 規 定 に よ る 控 除 対 象 寄 附 金 に つ い て 、 そ の 告 示 し た 内 容 に 次 の と お り 変 更 が あ っ た 。

令 和 6 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定 （ 平 成 26 年 12 月 横 浜 市 告 示 第 670 号 ） に よ り 告 示 し た 内 容 の 変 更

変 更 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 6 年 2 月 19 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 W E 2 1 ジ ャ パ ン ・ ほ ど が や	保 土 ヶ 谷 区 川 辺 町 2 番 地 の 2	(新) 平 成 26 年 3 月 1 日 から 令 和 11 年 2 月 28 日 まで
			(旧) 平 成 26 年 3 月 1 日 から 平 成 36 年 2 月 29 日 まで

横 浜 市 告 示 第 136 号

多機能端末機による証明書等自動交付手数料の収納事務  
の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、多機能端末機による証明書等自動交付手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
地方公共団体情報 システム機構 理事長 椎 橋 章 夫	東京都千代田区一番 町 25 番地	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 137 号

郵送申請における戸籍関係証明書の交付手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、郵送申請における戸籍関係証明書の交付手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社エイジェック 代表取締役 古後昌彦	東京都新宿区西新宿 1 丁目 25 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 138 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認  
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・  
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、  
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	スターチャイルド《片倉町ナーサリー》
設置者	ヒューマンスターチャイルド株式会社
所在地	神奈川区片倉五丁目 38 番 1 号

横浜市告示第 139 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認  
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・  
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、  
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	スターチャイルド《日吉本町ナーサリー》
設置者	ヒューマンスターチャイルド株式会社
所在地	港北区日吉本町四丁目 1 番 54 号



横浜市告示第 140 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・  
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	ポートサイド野ばな保育園
設置者	株式会社センター
所在地	神奈川区栄町 6 番地の 1

横浜市告示第 141 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・  
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	チームナーサリー Big Hug 本郷台
設置者	特定非営利活動法人クオリティワールド
所在地	栄区柏陽 2 番 18 号

横 浜 市 告 示 第 142 号

家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 設 置 認 可 ・ 確 認

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 34 条 の 15 第 2 項 及 び 子 ども ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 43 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 設 置 認 可 ・ 確 認 を し た 。

令 和 6 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

設 置 認 可 ・ 確 認 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 日
施 設 種 別	小 規 模 保 育 事 業 B 型
施 設 名 称	瀬 谷 す く す く 保 育 園
設 置 者	株 式 会 社 す く す く
所 在 地	瀬 谷 区 瀬 谷 三 丁 目 19 番 地 の 2

横浜市告示第 143 号

埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
清光社・横浜植木 共同事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真	中区山下町 1 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 144 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 6 年 1 月 1 日	上大岡ひらつか眼科	港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号
令和 6 年 1 月 28 日	セイムス横浜橋薬局	南区白妙町 1 丁目 3 番地の 12
令和 6 年 2 月 1 日	さくら歯科クリニック	西区北幸一丁目 5 番 10 号
同	馬車道慶友クリニック	中区海岸通 5 丁目 25 番地の 2
同	ピュオールデンタルクリニック横濱関内	中区常盤町 2 丁目 11 番地の 1
同	みやじ小児科クリニック	南区六ツ川三丁目 86 番地の 7
同	小林歯科	旭区鶴ヶ峰一丁目 6 番地の 26
同	医療法人社団 R e l i e r コプラホームクリニック	港北区菊名六丁目 17 番 1 号
同	てんかんと発達の横浜みのる神経クリニック	港北区新横浜二丁目 6 番地の 16
同	新羽くわもと消化器内科クリニック	港北区新羽町 1,686 番地の 1
同	さいた脳神経・糖尿病クリニック	青葉区市ヶ尾町 25 番地の 6
同	みどり薬局	青葉区美しが丘二丁目 15 番地の 2
同	クローバー薬局見花山店	都筑区見花山 14 番 5 号
令和 6 年 3 月 1 日	おやこクリニック	鶴見区矢向五丁目 6 番 22 号

同	みらい在宅クリニック ク神奈川	神奈川県三ツ沢下町 33 番 21 号
同	スギ薬局 C I A L 桜 木町店	中区桜木町 1 丁目 1 番地
同	横浜アリス歯科・矯 正歯科	保土ヶ谷区天王町 1 丁目 28 番地の 3
同	e a t L I F E クリ ニック	旭区鶴ヶ峰二丁目 20 番地の 1
同	ハックドラッグ青葉 台駅前薬局	青葉区青葉台二丁目 6 番地の 8
同	ひだまり歯科クリニ ック	戸塚区下倉田町 1,86 9 番地の 1

2 指定訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和 5 年 11 月 1 日	株式会社昌 英	港北区高田 東四丁目 6 番 12 号	ショウエイ訪 問看護ステー ションほどが や	保土ヶ谷区星 川一丁目 4 番 10 号
令和 6 年 1 月 1 日	株式会社昌 英	港北区高田 東四丁目 6 番 12 号	ショウエイ訪 問看護ステー ションみなみ	南区宮元町 1 丁目 14 番地
令和 6 年 2 月 1 日	あふれケア 株式会社	中区尾上町 一丁目 6 番 地	あふれケア訪 問看護ステー ション	西区浅間町 4 丁目 351 番地 の 4
同	一般社団法 人 a l m o	港南区大久 保三丁目 36 番 34 号	a l i c a 在 宅訪問看護リ ハビリステー ション	南区高根町 4 丁目 21 番地の 4
同	ファミリー ・ホスピス 株式会社	東京都千代 田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号	訪問看護ファ ミリー・ホス ピスセンター 南	都筑区中川中 央二丁目 5 番 6 号

横浜市告示第 145 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 2 月 1 日	岸 拓 磨	きくな鍼灸マッ サージ治療院	神奈川区西寺尾二 丁目 24 番 2 号
同	富 澤 祐 太	同	同
令和 6 年 3 月 1 日	増 村 周 二	開設なし	港南区港南台二丁 目 16 番 25 号
同	石 橋 建 三	港北治療院	港北区高田東三丁 目 9 番 10 号
令和 6 年 4 月 1 日	小 澤 知 亨	はり灸マッサー ジ本牧れんげ治 療院	中区本牧三之谷 2 番 12 号
同	伊 東 昂 雅	港南台あおば整 骨院	港南区港南台九丁 目 1 番 2 号
同	三 原 綾 哉	こころみどり鍼 灸マッサージ治 療院	緑区白山一丁目 1 番 3 号
同	金 内 真 二	しらこぼと訪問 マッサージ院	埼玉県越谷市千間 台西 1 丁目 8 番地 の 11

横浜市告示第 146 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 6 年 1 月 1 日	(新)みなとみらいシーサイド歯科	西区みなとみらい五丁目 3 番 1 号
	(旧)みなとみらいおぎはら 歯科医院	
同	(新)みよの台薬局中沢店	旭区中沢三丁目 21 番 20 号
	(旧)なつめ薬局	
同	(新)ユニスマイル薬局大倉 山店	港北区大曾根一丁目 16 番 5 号
	(旧)あけぼの薬局大倉山店	
同	(新)ユニスマイル薬局原宿 店	戸塚区原宿四丁目 18 番 12 号
	(旧)あけぼの薬局原宿店	
同	(新)ユニスマイル薬局戸塚 店	戸塚区平戸二丁目 7 番 8 号
	(旧)あけぼの薬局戸塚店	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 2 年 5 月 1 日	株式会社アイシマ	(新)瀬谷区卸本町 9,279 番地の 43	福祉プラザあ いしま訪問看 護ステーショ ン	泉区上飯田町 2,196 番地の 1
		(旧)瀬谷区三 ツ境 73 番地 の 7		
令和 6 年 1 月 1 日	社会福祉法人聖隷福祉	(新)浜松市中 央区元城町	せいれい訪問 看護ステーシ	保土ヶ谷区岩 井町 215 番地



	事業団	218 番地の 26	ヨシ横浜	
		(旧)浜松市中 区元城町 21 8 番地の 26		

横浜市告示第 147 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 4 月 1 日	黒川 響	(新) あおば整骨院	(新) 中区真砂町 3 丁目 33 番地
		(旧) 自由が丘あおば整骨院	(旧) 東京都目黒区自由が丘 1 丁目 9 番 4 号

横浜市告示第 148 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和 6 年 1 月 13 日	ひばり薬局東本郷店	緑区東本郷一丁目 2 番 11 号
令和 6 年 3 月 31 日	イムラック泌尿器科	港南区上大岡西一丁目 19 番 17 号

横浜市告示第 149 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 5 年 12 月 1 日	オリーブ薬局杉田店	磯子区杉田三丁目 11 番 15 号
令和 5 年 12 月 4 日	こうふく薬局十日市場店	緑区十日市場町 849 番地の 6
令和 6 年 1 月 4 日	藤巻歯科医院	港北区新羽町 1,703 番地
令和 6 年 1 月 31 日	津田薬局	中区千代崎町 1 丁目 22 番地
同	みやじ小児科クリニック	南区六ツ川三丁目 86 番地の 5
同	上野医院	旭区鶴ヶ峰一丁目 67 番地の 2
同	小林歯科	旭区鶴ヶ峰一丁目 70 番地の 8
同	せき歯科	金沢区釜利谷東二丁目 11 番 3 号
同	新羽くわもと消化器内科クリニック	港北区新羽町 1,686 番地の 1
同	さいた脳神経・糖尿病クリニック	青葉区市ヶ尾町 25 番地の 6
同	みどり薬局	青葉区美しが丘二丁目 15 番地の 2
同	仲町台デンタルクリニック	都筑区仲町台一丁目 32 番 4 号
令和 6 年 3 月 30 日	小野医院	神奈川区大口通 138 番地の 8
令和 6 年 3 月 31 日	医療法人社団银杏会 中村胃腸科内科医院	神奈川区上反町 2 丁目 16 番地の 5

同	古川東戸塚クリニック	戸塚区品濃町 881 番地の 33
---	------------	-------------------

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
平成 29 年 12 月 31 日	有限会社在宅ナースの会	金沢区柳町 15 番地の 6	看護小規模多機能型居宅介護ふくふく能見台	金沢区能見台 通 8 番 8 号
令和 6 年 2 月 29 日	医療法人社団慶実会	緑区長津田町 2,258 番地の 2	グレース訪問看護ステーション横浜	緑区長津田町 2,258 番地の 2

横浜市告示第 150 号

生活保護法に基づく指定医療機関の再開

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

再開年月日	名称	所在地
令和 6 年 2 月 1 日	M E D A G R E E C L I N I C よこは ま	港北区篠原町 1,099 番地の 8

横浜市告示第 151 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名 称	所在地
令和 6 年 1 月 31 日	go-en . デンタルクリニック横浜	西区西戸部町 2 丁目 202 番地の 1
令和 6 年 2 月 1 日	新横浜美容外科血管外科クリニック	港北区新横浜二丁目 5 番地の 14
令和 6 年 2 月 29 日	一般社団法人日本厚生団長津田厚生総合病院	緑区長津田四丁目 23 番 1 号
令和 6 年 3 月 31 日	さつきが丘こどもクリニック	青葉区さつきが丘 4 番地の 10

横浜市告示第 152 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 3 月 1 日	株式会社日本アメニティライフ協会	青葉区みたけ台 5 番地の 10	花物語こうほくナーシング	港北区篠原町 3,093 番地の 1

2 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 3 月 1 日	株式会社日本アメニティライフ協会	青葉区みたけ台 5 番地の 10	花物語こうほくナーシング	港北区篠原町 3,093 番地の 1



横浜市告示第 153 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 12 月 24 日	株式会社日 本エルダリ ーケアサー ビス	(新)東京都港 区港南 2 丁 目 15 番 3 号	訪問介護かえ で旭サービ スセンター	旭区二俣川 1 丁目 45 番地の 60
		(旧)東京都港 区芝 4 丁目 1 番 23 号		
同	同	(新)東京都港 区港南 2 丁 目 15 番 3 号	訪問介護かえ で金沢サービ スセンター	金沢区瀬戸 3 番 54 号
		(旧)東京都港 区芝 4 丁目 1 番 23 号		
同	同	(新)東京都港 区港南 2 丁 目 15 番 3 号	訪問介護かえ で港北サービ スセンター	港北区大豆戸 町 34 番地
		(旧)東京都港 区芝 4 丁目 1 番 23 号		
同	同	(新)東京都港 区港南 2 丁 目 15 番 3 号	訪問介護かえ で田奈サービ スセンター	青葉区田奈町 43 番地の 3
		(旧)東京都港 区芝 4 丁目 1 番 23 号		
同	同	(新)東京都港 区港南 2 丁 目 15 番 3 号	訪問介護かえ で戸塚サービ スセンター	戸塚区戸塚町 142 番地
		(旧)東京都港 区芝 4 丁目 1 番 23 号		
令和 6 年 2 月 1 日	S O M P O ケア株式会 社	東京都品川 区東品川 4 丁目 12 番 8 号	(新) S O M P O ケア東戸塚訪 問介護	戸塚区品濃町 539 番地の 3
			(旧)ネクスケ ア東戸塚訪問	

			介護事業所	
--	--	--	-------	--

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和6年1月1日	社会福祉法人聖隷福祉事業団	(新)浜松市中区元城町の218番地の26	せいれい訪問看護ステーション横浜	保土ヶ谷区岩井町215番地
		(旧)浜松市中区元城町218番地の26		

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和6年1月1日	株式会社ユルニスマイル	東京都千代田区神田練堀町の1	(新)ユルニスマイル薬局大倉山店	港北区大曽根一丁目16番5号
			(旧)あけぼの薬局大倉山店	
同	同	同	(新)ユルニスマイル薬局原宿店	戸塚区原宿四丁目18番12号
			(旧)あけぼの薬局原宿店	
同	同	同	(新)ユルニスマイル薬局戸塚店	戸塚区平戸二丁目7番8号
			(旧)あけぼの薬局戸塚店	
令和6年2月1日	同	同	(新)ユルニスマイル薬局かたくら店	神奈川区片倉一丁目16番10号
			(旧)かたくら薬局	
同	同	同	(新)ユルニスマイル薬局浦舟店	南区浦舟町1丁目1番地の24
			(旧)あけぼの薬局浦舟店	
同	同	同	(新)ユルニスマイル薬局貝の坂店	都筑区川和町104番地
			(旧)なかじま薬局貝の坂店	

4 居宅介護事業者（通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和5年12月24日	株式会社日本エルダリーケアサー	(新)東京都港区港南2丁目15番3号	デイホームゆりの木鶴見	鶴見区生麦四丁目7番23号

	ビス	(旧) 東京都港区芝 4 丁目 1 番 23 号	
--	----	--------------------------	--

5 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 1 月 6 日	S O U シニアケア株式会社	(新) 東京都中央区日本橋 3 丁目 12 番 2 号	グループホーム 笑楽庵	瀬谷区阿久和西二丁目 39 番地の 10
		(旧) 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 23 番地		

6 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 6 年 2 月 1 日	S O M P O ケア株式会社	東京都品川区東品川 4 丁目 12 番 8 号	(新) S O M P O ケア青葉台居宅介護支援	青葉区みたけ台 22 番地の 16
			(旧) ネクスコ 一ト青葉台居宅介護支援事業所	

7 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 1 月 1 日	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	(新) 浜松市中央区元城町 218 番地の 26	せいれい訪問看護ステーション 横浜	保土ヶ谷区岩井町 215 番地
		(旧) 浜松市中央区元城町 21 8 番地の 26		

8 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 1 月 1 日	株式会社 ユニスマイル	東京都千代田区神田練堀町 68 番地の 1	(新) ユニスマイル 薬局 大倉山店	港北区大曾根一丁目 16 番 5 号
			(旧) あげぼの 薬局 大倉山店	
同	同	同	(新) ユニスマイル 薬局 原宿店	戸塚区原宿四丁目 18 番 12 号
			(旧) あげぼの 薬局 原宿店	

同	同	同	(新)ユニスマイル薬局戸塚店 (旧)あけぼの薬局戸塚店	戸塚区平戸二丁目7番8号
令和6年2月1日	同	同	(新)ユニスマイル薬局かたくら店 (旧)かたくら薬局	神奈川区片倉一丁目16番10号
同	同	同	(新)ユニスマイル薬局浦舟店 (旧)あけぼの薬局浦舟店	南区浦舟町1丁目1番地の24
同	同	同	(新)ユニスマイル薬局貝の坂店 (旧)なかじま薬局貝の坂店	都筑区川和町104番地

9 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和6年1月6日	SOUSHINIAKEA株式会社	(新)東京都中央区日本橋3丁目12番2号 (旧)東京都千代田区神田錦町3丁目23番地	グループホーム笑楽庵	瀬谷区阿久和西二丁目39番地の10

10 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和5年12月24日	株式会社日本エルダリーケアサービス	(新)東京都港区港南2丁目15番3号 (旧)東京都港区芝4丁目1番23号	訪問介護かえで旭サービスセンター	旭区二俣川1丁目45番地の60
同	同	(新)東京都港区港南2丁目15番3号 (旧)東京都港区芝4丁目1番23号	訪問介護かえで金沢サービスセンター	金沢区瀬戸3番54号
同	同	(新)東京都港区港南2丁	訪問介護かえで港北サービス	港北区大豆戸町34番地

		目 15 番 3 号 (旧) 東京都港区芝 4 丁目 1 番 23 号	ス セ ン タ ー	
同	同	(新) 東京都港区港南 2 丁目 15 番 3 号 (旧) 東京都港区芝 4 丁目 1 番 23 号	訪 問 介 護 か え で 田 奈 サ ー ビ ス セ ン タ ー	青 葉 区 田 奈 町 43 番 地 の 3
同	同	(新) 東京都港区港南 2 丁目 15 番 3 号 (旧) 東京都港区芝 4 丁目 1 番 23 号	訪 問 介 護 か え で 戸 塚 サ ー ビ ス セ ン タ ー	戸 塚 区 戸 塚 町 142 番 地

11 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変 更 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 所 の 所 在 地
令 和 5 年 12 月 24 日	株 式 会 社 日 本 エ ル ダ リ ー ケ ア サ ー ビ ス	(新) 東京都港区港南 2 丁目 15 番 3 号 (旧) 東京都港区芝 4 丁目 1 番 23 号	デ イ ホ ー ム ゆ り の 木 鶴 見	鶴 見 区 生 麦 四 丁 目 7 番 23 号

横浜市告示第 154 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 2 月 25 日	株式会社クリエイトエス・ディー	青葉区荏田西二丁目 3 番地の 2	クリエイト薬局上永谷駅前店	港南区丸山台一丁目 15 番 28 号

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 2 月 25 日	株式会社クリエイトエス・ディー	青葉区荏田西二丁目 3 番地の 2	クリエイト薬局上永谷駅前店	港南区丸山台一丁目 15 番 28 号

横浜市告示第 155 号

生活保護法に基づく指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項に規定する指定介護機関として、次のとおり辞退した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問看護）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 3 月 1 日	医療法人裕徳会	港南区港南台二丁目 7 番 41 号	港南台病院	港南区港南台二丁目 7 番 41 号

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 3 月 1 日	医療法人裕徳会	港南区港南台二丁目 7 番 41 号	港南台病院	港南区港南台二丁目 7 番 41 号

3 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 3 月 1 日	医療法人裕徳会	港南区港南台二丁目 7 番 41 号	港南台病院	港南区港南台二丁目 7 番 41 号

4 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

辞退年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 3 月 1 日	医療法人裕徳会	港南区港南台二丁目 7 番 41 号	港南台病院	港南区港南台二丁目 7 番 41 号

横浜市告示第 156 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
さちが丘特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
旭区さちが丘地内



横浜市告示第 157 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
和泉町大坪特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
泉区和泉町地内

横浜市告示第 158 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
和泉中央南二丁目特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
泉区和泉中央南二丁目地内

横浜市告示第 159 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した

。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
下瀬谷二丁目特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
瀬谷区下瀬谷二丁目地内

横浜市告示第 160 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
富岡東三丁目特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

金沢区富岡東三丁目地内

横浜市告示第 161 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区  
名瀬北特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
戸塚区名瀬町地内

横浜市告示第 162 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

阿久和南一丁目特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

瀬谷区阿久和南一丁目地内

横浜市告示第 163 号

指定公金事務取扱者の指定並びに収納及び支出事務の委託

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納及び支出事務を委託した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
下表のとおり
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入
  - (1) 横浜市営住宅等（公営住宅、改良住宅。以下同）使用料
  - (2) 横浜市営住宅等共益費（市徴収分）
  - (3) 横浜市営住宅等施設使用料（駐車場・店舗）
  - (4) 上記(1)から(3)にかかる延滞金
- 3 指定公金事務取扱者に委託した支出事務に係る歳出  
横浜市営住宅等施設保証金（駐車場）
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 収納及び支出事務の委託をした日  
令和 6 年 4 月 1 日

対象となる市営住宅等が存する地域	指定公金事務取扱者	
	所在地	名称
鶴見区	東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号	株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 木村 昌平
神奈川区	同	同
西区	同	同
中区	同	同
南区	同	同
港南区	神奈川区栄町 8 番地の 1	横浜市住宅供給公社 理事長 小林 一美
保土ヶ谷区	東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号	株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 木村 昌平
旭区	中区真砂町 2 丁目 22 番地	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 菅 家 龍 一

磯子区	同	同
金沢区	同	同
港北区	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 木村 昌平
緑区	同	同
青葉区	同	同
都筑区	同	同
戸塚区	神奈川区栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 小林 一美
栄区	中区真砂町2丁目22番地	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 菅 家 龍 一
泉区	神奈川区栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 小林 一美
瀬谷区	同	同



横浜市告示第 164 号

指定公金事務取扱者の指定及び支出事務の委託

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、支出事務を委託した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称  
横浜市住宅供給公社  
理事長 小林 一 美
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地  
神奈川区栄町 8 番地の 1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した支出事務に係る歳出  
横浜市営住宅等保証金（改良及び公営）
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 支出事務の委託をした日  
令和 6 年 4 月 1 日

横浜市告示第 165 号

戸塚駅西口高架下店舗及び共同荷捌場の賃貸料の徴収事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、戸塚駅西口高架下店舗及び共同荷捌場の賃貸料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜市住宅供給公社 理事長 小林 一 美	神奈川区栄町 8 番地の 1	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 166 号

横浜市山内図書館複写手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、横浜市山内図書館複写手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
有隣堂グループ代表者 株式会社有隣堂 代表取締役 松 信 健 太 郎	戸塚区品濃町 881 番 地の 16	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 167 号

「横浜の本と文化」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、「横浜の本と文化」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
特定非営利活動法人 横浜市手をつなぐ育成会 理事長 田中 榮子	泉区和泉中央北一丁目 39 番 10 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで

横浜市告示第 168 号

「横浜の本と文化別冊」売払代金収納事務の委託  
 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、「横浜の本と文化別冊」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
特定非営利活動法人 横浜市手をつなぐ育成会 理事長 田中 榮子	泉区和泉中央北一丁目 39 番 10 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで

横浜市告示第 169 号

「本牧波瀾の 100 年」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、「本牧波瀾の 100 年」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
特定非営利活動法人 横浜市手をつなぐ育成会 理事長 田 中 榮 子	泉区和泉中央北一丁目 39 番 10 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで

横浜市告示第 170 号

「Yokohama's Memory」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、「Yokohama's Memory」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
特定非営利活動法人 横浜市手をつなぐ育成会 理事長 田 中 榮 子	泉区和泉中央北一丁目 39 番 10 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで

横 浜 市 告 示 第 171 号

令 和 6 年 度 包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 252 条 の 36 第 1 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 次 の と お り 包 括 外 部 監 査 契 約 を 締 結 し た 。

令 和 6 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 包 括 外 部 監 査 契 約 の 期 間 の 始 期  
令 和 6 年 4 月 1 日
- 2 包 括 外 部 監 査 契 約 を 締 結 し た 者 に 支 払 う べ き 監 査 に 要 す る 費 用  
の 額 の 算 定 方 法  
基 本 費 用 、 執 務 費 用 及 び 実 費 の 額 の 合 計 額
- 3 包 括 外 部 監 査 契 約 を 締 結 し た 者 の 氏 名 及 び 住 所  
氏 名 櫻 山 加 奈 子  
住 所 港 南 区 日 限 山 一 丁 目 67 番 11 ー 612 号
- 4 包 括 外 部 監 査 契 約 を 締 結 し た 者 に 支 払 う べ き 監 査 に 要 す る 費 用  
の 支 払 方 法  
概 算 払



---

公 告

---

横 浜 市 公 告 第 204 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 6 年 3 月 28 日 懲 戒 処 分 に 付 し た  
。

令 和 6 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
財 政 局 主 税 部 納 税 管 理 課	事 務 職 員	渡 部 博	停 職 1 箇 月

横浜市公告第 205 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ランドマークプラザ

西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱地所株式会社

代表執行役 中島 篤

東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社テレポート モバイル 代表取締役 西田 行 孝 滋賀県大津市別保 3 丁目 11 番 32 号 ほか 63 者	株式会社アップビー ト 代表取締役 向 井 創 西区南幸一丁目 1 番 1 号 ほか 65 者

(4) 変更の年月日

令和 6 年 1 月 28 日ほか

(5) 変更した理由

出退店のためほか

2 届出年月日

令和 6 年 3 月 19 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 206 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

な お、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に、 横 浜 市 長 に 対 し、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る。

令 和 6 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

エ キ ニ ア 横 浜

西 区 北 幸 一 丁 目 1 番 8 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社

代 表 取 締 役 大 山 一 也

東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 代 表 取 締 役 橋 本 勝 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 代 表 取 締 役 大 山 一 也 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 フ ァ ミ リ ー マ ー ト 代 表 取 締 役 澤 田 貴 司 東 京 都 豊 島 区 東 池 袋 3 丁 目 1 番 1 号 ほ か 3 者	株 式 会 社 フ ァ ミ リ ー マ ー ト 代 表 取 締 役 細 見 研 介 東 京 都 港 区 芝 浦 3 丁 目 1 番 21 号 ほ か 1 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 3 年 4 月 1 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 3 月 22 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 207 号

対 象 事 業 の 非 該 当 の 届 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 ( 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ) 第 46 条 第 2 項 に お い て 読 み 替 え て 適 用 さ れ る 同 第 41 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定 に 基 づ き 、 ( 仮 称 ) 都 市 高 速 鉄 道 上 瀬 谷 ラ イ ン 整 備 事 業 が 第 1 分 類 事 業 又 は 第 2 分 類 事 業 の い ず れ に も 該 当 し な い こ と と な っ た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 208 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 6 年 2 月 1 日	11547	株 式 会 社 N e o x	(新) 高 山 睦	旭 区 小 高 町 38 番 地 の 1
			(旧) 高 山 新	

横 浜 市 公 告 第 209 号

廃 物 の 認 定

横 浜 市 放 置 自 動 車 及 び 沈 船 等 の 発 生 の 防 止 及 び 適 正 な 処 理 に 関 す る 条 例 ( 平 成 3 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 31 号 ) 第 15 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 放 置 自 動 車 は 、 こ の 公 告 を 行 っ た 日 か ら 起 算 し て 10 日 を 経 過 し た と き は 、 廃 物 と し て 認 定 す る 。

令 和 6 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

放 置 場 所	車 名
都 筑 区 川 和 町	ダ イ ハ ッ ム ー ヴ
港 北 区 篠 原 町	ヤ マ ハ T W 225
港 南 区 上 大 岡 西 一 丁 目	ホ ン ダ F O R Z A

横浜市公告第 210 号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設道路事業  
3・3・26号川崎町田線（大熊・新羽地区）
- 3 事業施行期間  
平成 8 年 11 月 22 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
港北区新羽町字大竹、字大竹耕地、字上大竹、字北耕地、字久保ノ谷、字堂面及び字中町地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課  
横浜市道路局建設部建設課



横浜市公告第 211 号

横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設公園事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設公園事業  
4・4・1603 号中田町中央公園
- 3 事業施行期間  
平成 11 年 1 月 26 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
泉区中田町地内港
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課  
横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地事業課

横浜市公告第 212 号

横浜国際港都建設公園事業の事業計画変更に係る図書の  
縦覧

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設公園事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 施行者の名称  
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
横浜国際港都建設公園事業  
7・5・1501号小菅ヶ谷北公園
- 3 事業施行期間  
平成 15 年 5 月 27 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
栄区小菅ヶ谷四丁目及び小山台一丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局企画部都市計画課  
横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地事業課

横 浜 市 公 告 第 213 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、柳 町 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 6 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 214 号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。  
令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 5 年 8 月 10 日 第 2023 開 1707 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区有馬 1 丁目 23 番 12 号  
神奈川グランドィハウス株式会社  
代表取締役 大竹 順 一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
青葉区美しが丘西三丁目 3 番の 12 及び 3 番の 13

横浜市公告第 215 号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 5 年 9 月 21 日 第 2023 開 1607 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
戸塚区矢部町 1 番地の 29  
株式会社横浜建物  
代表取締役 小林 東太郎
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
泉区中田東四丁目 3,235 番の 3 の一部、3,257 番の 1、3,257 番の 6、3,257 番の 7 及び 3,257 番の 8 の一部

横浜市公告第 216 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2024 ・ 4 ・ 1 号
- 2 指定年月日  
令和 6 年 4 月 4 日
- 3 道路の幅員  
5.50 m
- 4 道路の延長  
23.39 m
- 5 指定の場所  
中区本牧荒井 77 番の 1 及び 84 番の 1
- 6 申請者の氏名  
津久見建設株式会社  
代表取締役 鷺原 浩

横浜市公告第 217 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 39・92 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 4 月 4 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
98.95 m
- 5 廃止の場所  
栄区若竹町 210 番の 3 地先から 214 番の 2 地先まで及び 213 番の 15 地先から 477 番の 3 地先まで

横 浜 市 公 告 第 218 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 4 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 3 月 29 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

19.08 m

4 廃 止 の 場 所

中 区 竹 之 丸 78 番 の 21 、 88 番 の 20 及 び 88 番 の 21 の 各 一 部



---

達

---

達 第 33 号

庁 中 一 般

港 湾 局 船 員 規 程 ( 昭 和 26 年 8 月 1 日 達 第 38 号 ) は 、 令 和 6 年 3 月  
31 日 限 り 廃 止 す る 。

令 和 6 年 4 月 15 日

横 浜 市 長   山   中   竹   春

区 告 示

緑区告示第 22 号（令和 6 年 4 月 1 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、後谷自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 1 日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

後谷自治会規約

変更した事項	変更前	変更後
第 1 章 第 4 条 事務所の所在 場所	本会の事務所は、会 長宅に置く。	本会の事務所は、後 谷自治会館（緑区長 津田みなみ台七丁目 30 番地の 15）に置く 。

水道局

横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山 岡 秀 一

水道局規程第 5 号（令和 6 年 3 月 29 日揭示済み）

横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

（横浜市水道局事務分掌規程の一部改正）

第 1 条 横浜市水道局事務分掌規程（昭和 27 年 10 月水道局規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項の表中

「

総務部	総務課、人事課、人材開発課
経営部	経営企画課、経理課、情報システム課

」

を

「

経営部	経営企画課、経理課、情報システム課
総務部	総務課、人事課、人材開発課

」

に、「建設課」を「施設整備課」に改め、西谷浄水場再整備推進室の項を削る。

第 2 条中経営部の項を削り、総務部の項の前に次の 1 項を加える。

経営部

経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務事業の監察に関すること。
- (6) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関すること。
- (2) 収入及び支出に関すること。
- (3) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関すること。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関すること。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関すること。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関すること。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関すること。
- (9) 金銭の出納及び保管に関すること。
- (10) 資金計画及び資金運用に関すること。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (13) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (14) 資産の棚卸しに関すること。
- (15) その他経理に関すること。
- (16) 工事、製造等請負契約に関すること（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (17) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関すること（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (18) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (19) その他契約に関すること（契約部の主管に属するものを除く。）。

情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関すること。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関すること。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関すること。
- (5) 情報セキュリティに関すること。

第 2 条 事業推進部の項 資産活用課の部 第 9 号及び第 10 号を削り、第 11 号を第 9 号とし、第 12 号を第 10 号とし、第 13 号を第 11 号とし、同項 広報課の部 第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 2 条 浄水部の項 西谷浄水場の部 第 5 号を第 7 号とし、同部 第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 西谷浄水場再整備事業の整備工事の設計及び施行に関すること。

(6) 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業の整備工事の設計及び施行に関すること。

第 2 条施設部の項建設課の部中「建設課」を「施設整備課」に改める。

第 2 条西谷浄水場再整備推進室の項を削る。

第 5 条第 1 項中「局に副局長、」及び「、室に室長」を削り、同条第 4 項中「副局長、」及び「、室長」を削り、同条第 5 項を削る。

第 6 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「、室長」を削り、同項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第 7 条中「、室長」を削る。

第 8 条第 1 項中「副局長」を「総務部長」に改め、同条第 2 項中「、室長」を削る。

（横浜市水道局水道技術管理者の職務に関する規程の一部改正）

第 2 条 横浜市水道局水道技術管理者の職務に関する規程（昭和 46 年 5 月水道局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「総務課、」を削り、「情報システム課」の次に「、総務課」を加える。

（横浜市水道局係設置規程の一部改正）

第 3 条 横浜市水道局係設置規程（昭和 36 年 9 月水道局規程第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中経営部の項を削り、総務部の項の前に次の 1 項を加える。

経営部

経理課 経理係 出納係 契約係  
情報システム課 システム管理係

第 2 条浄水部の項中

「西谷浄水場 運営係 管理係 浄水係 電機係  
川井浄水場 運営係 管理係 電機係  
小雀浄水場 運営係 管理係 浄水係 電機係  
水質課 水質管理係 水質相談係 検査係」

を

「西谷浄水場 運営係 管理係 浄水維持係 再整備係  
川井浄水場 運営係 管理係 浄水維持係  
小雀浄水場 運営係 管理係 浄水維持係  
水質課 水質係 検査係」

に改め、同条施設部の項中

「建設課 設計係 工事係 営繕係」

を

「施設整備課 設計係 工事係 営繕係 再整備推進係」

に改める。

第 3 条 中 経 営 部 の 項 を 削 り 、 総 務 部 の 項 の 前 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

経 営 部

経 理 課

経 理 係

- (1) 予 算 の 編 成 及 び 執 行 の 管 理 に 関 す る こ と 。
- (2) 収 入 及 び 支 出 に 関 す る こ と 。
- (3) 企 業 債 及 び 一 時 借 入 金 に 関 す る こ と 。
- (4) 課 内 の 文 書 、 統 計 及 び 人 事 に 関 す る こ と 。
- (5) 財 務 諸 表 の 作 成 そ の 他 決 算 に 関 す る こ と 。
- (6) 剰 余 金 の 処 分 及 び 積 立 金 に 関 す る こ と 。
- (7) 業 務 状 況 の 公 表 及 び 事 業 報 告 書 に 関 す る こ と 。
- (8) 財 務 状 況 の 調 査 及 び 分 析 に 関 す る こ と 。
- (9) 財 務 会 計 の 電 子 計 算 機 処 理 に 関 す る こ と 。
- (10) 課 内 の 予 算 及 び 決 算 に 関 す る こ と 。
- (11) 他 の 係 の 主 管 に 属 し な い こ と 。

出 納 係

- (1) 収 支 証 書 類 の 整 理 及 び 保 管 に 関 す る こ と 。
- (2) 金 銭 の 出 納 及 び 保 管 に 関 す る こ と 。
- (3) 資 金 計 画 及 び 資 金 運 用 に 関 す る こ と 。
- (4) 有 価 証 券 の 出 納 及 び 保 管 に 関 す る こ と 。
- (5) 出 納 取 扱 金 融 機 関 及 び 収 納 取 扱 金 融 機 関 に 関 す る こ と 。
- (6) 物 品 ( 水 道 メ ー タ ー を 除 く 。 ) の 出 納 及 び 保 管 に 関 す る こ と 。
- (7) 資 産 の 棚 卸 し に 関 す る こ と 。

契 約 係

- (1) 工 事 、 製 造 等 請 負 契 約 に 関 す る こ と ( 契 約 第 一 課 の 主 管 に 属 す る も の を 除 く 。 ) 。
- (2) 印 刷 、 委 託 並 び に 修 繕 並 び に 物 品 の 購 入 及 び 賃 借 等 に 係 る 契 約 に 関 す る こ と ( 契 約 第 二 課 の 主 管 に 属 す る も の を 除 く 。 ) 。
- (3) 物 品 供 給 等 一 般 競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 等 委 員 会 に 関 す る こ と ( 契 約 第 二 課 の 主 管 に 属 す る も の を 除 く 。 ) 。
- (4) そ の 他 契 約 に 関 す る こ と ( 契 約 部 の 主 管 に 属 す る も の を 除 く 。 ) 。

情 報 シ ス テ ム 課

シ ス テ ム 管 理 係

- (1) 電 子 計 算 機 事 務 の 総 括 に 関 す る こ と 。
- (2) 情 報 化 の 推 進 に 係 る 調 査 、 企 画 及 び 調 整 に 関 す る こ と 。

(3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関すること。

(4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関すること。

(5) 情報セキュリティに関すること。

(6) 課内の予算、決算、文書、統計及び人事に関すること。

第3条浄水部の項西谷浄水場浄水係の部及び西谷浄水場電機係の部を削り、同項西谷浄水場管理係の部の次に次の2部を加える。

浄水維持係

(1) 相模湖系統の下流の浄水及び排水処理の作業に関すること。

(2) 相模湖系統の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。

(3) 相模湖系統の下流の排水処理施設の維持管理に関すること。

(4) 相模湖系統の下流の排水処理施設の改良工事の設計及び施行に関すること。

(5) 相模湖系統の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設のうち、電機計装設備の維持管理に関すること。

(6) 相模湖系統の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設のうち、電機計装設備の改良工事の施行に関すること。

(7) 配水池応急給水機器の保守点検に関すること。

再整備係

(1) 西谷浄水場再整備事業の整備工事の設計及び施行に関すること。

(2) 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業の整備工事の設計及び施行に関すること。

第3条浄水部の項川井浄水場電機係の部中「電機係」を「浄水維持係」に改める。

第3条浄水部の項小雀浄水場浄水係の部及び小雀浄水場電機係の部を削り、同項小雀浄水場管理係の部の次に次の1部を加える。

浄水維持係

(1) 馬入川系統の浄水及び排水処理の作業に関すること。

(2) 馬入川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。

(3) 馬入川系統の排水処理施設の維持管理（電機計装設備に係るものを除く。）に関すること。

(4) 馬入川系統の排水処理施設の改良工事（電機計装設備に係

るものを除く。) に関する事。

(5) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設のうち、電機計装設備の維持管理に関する事。

(6) 馬入川系統の取水、導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設のうち、電機計装設備の改良工事の施行に関する事。

(7) 配水池応急給水機器の保守点検に関する事。

第 3 条 浄水部の項 水質課 水質管理係の部中「水質管理係」を「水質係」に改め、同部第 6 号を第 9 号とし、同部第 5 号の次に次の 3 号を加える。

(6) 水道水質の相談に関する事。

(7) 他の水道事業者等から受託する水質に係る試験の管理に関する事。

(8) 市内給水栓水等の水質に係る試験等に関する事（検査係の主管に属するものを除く。）。

第 3 条 浄水部の項 水質課 水質相談係の部を削り、同項 水質課 検査係の部中「水質相談係」を「水質係」に改め、「水質試験車で」を削る。

第 3 条 施設部の項 建設課の部中「建設課」を「施設整備課」に改める。

第 3 条 施設部の項 建設課 設計係の部第 1 号中「及び浄水部」を「、浄水部及び再整備推進係」に改め、同部第 2 号中「他の部」の次に「及び再整備推進係」を加え、「次号において同じ。」を削り、同部第 3 号中「に関する事」の次に「（他の部及び再整備推進係の主管に属するものを除く。）」を加え、同部第 4 号中「に関する事」の次に「（再整備推進係の主管に属するものを除く。）」を加え、同項 建設課 工事係の部第 1 号中「に関する事」の次に「（再整備推進係の主管に属するものを除く。）」を加え、同項 建設課 営繕係の部第 1 号中「に関する事」の次に「（再整備推進係の主管に属するものを除く。）」を加え、同部第 2 号中「他の部」の次に「及び再整備推進係」を加え、同部第 3 号中「に関する事」の次に「（再整備推進係の主管に属するものを除く。）」を加え、同部の次に次の 1 部を加える。

再整備推進係

(1) 西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）に係る整備工事の設計及び施行に関する事。

(2) 西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る整備工事の設計及び施行に関する事。

(3) 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業に係る導水施設整備工事の設計及び施行に関する事。



(4) 前 3 号に規定する事業に係る執行管理及び精算事務に関すること。

(5) 係内の予算、決算、文書及び統計に関すること。

(横浜市水道局公印規程の一部改正)

第 4 条 横浜市水道局公印規程（昭和 36 年 9 月水道局規程第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表中室長印の項を削る。

(横浜市水道局庁舎管理規程の一部改正)

第 5 条 横浜市水道局庁舎管理規程（令和 5 年 3 月水道局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「再整備推進課長」を「担当課長（再整備推進担当）」に改める。

(横浜市水道局工事安全管理規程の一部改正)

第 6 条 横浜市水道局工事安全管理規程（昭和 45 年 10 月水道局規程第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、施設部及び西谷浄水場再整備推進室」を「及び施設部」に改め、「（室長を含む。以下同じ。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の横浜市水道局事務分掌規程及び横浜市水道局係設置規程の規定による次表の左欄に掲げる課係等に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令又は命令が発せられない限り、この規程の施行の日において、それぞれこの規程による改正後の横浜市水道局事務分掌規程及び横浜市水道局係設置規程の規定による次表の右欄に掲げる課係等に勤務を命ぜられたものとする。

部及び室	課係等	部	課係等
経営部	経理課 会計係	経営部	経理課 出納係
浄水部	西谷浄水場 浄水係 電機係	浄水部	西谷浄水場 浄水維持係
	川井浄水場 電機係		川井浄水場 浄水維持係
	小雀浄水場 浄水係 電機係		小雀浄水場 浄水維持係
	水質課 水質管理係 水質相談係		水質課 水質係

施設部	建設課 設計係 工事係 営繕係	施設部	施設整備 課 設計係 工事係 営繕係
西谷浄水 場再整備 推進室	再整備推進課		再整備推 進係

横浜市水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程及び横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山 岡 秀 一

水道局規程第 6 号（令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み）

横浜市水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程及  
び横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の  
一部を改正する規程

（横浜市水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正）

第 1 条 横浜市水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（令和 2 年 2 月 水道局規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 4 条第 1 項)

横浜市水道事業管理者

会計年度任用職員申込書 (再度任用)

所 属	(区・局)	(部)	(課)
<input type="checkbox"/> 同一の職務の会計年度任用職員への再度任用を申し込みます。 <input type="checkbox"/> 同一の職務の会計年度任用職員への再度任用を申し込みません。  <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p>			
フリガナ 氏名	生年 昭和・平成 年 月 日 月 日	( 歳)	
再度任用を申し込まない場合は、以下記入不要です。			
住 所	フリガナ 〒 -	自宅最寄駅 線 駅 (駅までの交通手段 : 徒歩・バス・その他 分)	
緊急連絡先 (任 意)	氏名 連絡先 ( )	続柄	
資格・免許	(職務に有用な資格・免許を記入してください。)		
兼 業 等 の 予 定	<input type="checkbox"/> あり (名称: ) <input type="checkbox"/> なし ※兼業等をする場合、別途届出が必要です。		
欠 格 事 由	(以下の地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に該当しない場合は、□にレ印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 <input type="checkbox"/> 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 <input type="checkbox"/> 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者		
【備考】※人事担当者記入欄			

(横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第 2 条 横浜市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和 2 年 3 月水道局規程第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 8 条を次のように改める。

(期末手当及び勤勉手当)

第 8 条 会計年度任用職員には、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 期末手当及び勤勉手当の支給額及び支給方法は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年 10 月横浜市条例第 24 号)及び横浜市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年 3 月横浜市条例第 2 号)第 5 条の 3 第 2 項の規定により支給されることとなる会計年度任用職員の例による。

第 9 条から第 11 条までを次のように改める。

第 9 条から第 11 条まで 削除

別表中

「

153,800 円
164,700 円
183,100 円
188,700 円
195,000 円
215,900 円
164,700 円
183,100 円
195,000 円
209,100 円
223,000 円
259,800 円

を

「

165,800 円
176,700 円
195,100 円
199,900 円
205,400 円
223,900 円
176,700 円
195,100 円
205,400 円
217,900 円
230,200 円
265,200 円

に改める。

」

」

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市水道局会計規程及び横浜市水道局定期支出金支出事務の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山岡 秀一

水道局規程第 7 号（令和 6 年 3 月 29 日揭示済）

横浜市水道局会計規程及び横浜市水道局定期支出金支出事務の特例に関する規程の一部を改正する規程

（横浜市水道局会計規程の一部改正）

第 1 条 横浜市水道局会計規程（昭和 36 年 4 月水道局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「たな卸資産会計」を「棚卸資産会計」に、「実地たな卸」を「実地棚卸」に改める。

第 3 条第 2 項中「事業推進部資産活用課長（以下「資産活用課長」という。）を「経理課長」に改める。

第 4 条第 5 号中「小払資金及び」を削る。

第 5 条第 1 号中「事業所の長」の次に「並びに施設部担当課長（再整備推進担当）」を加え、「たな卸」を「棚卸」に改め、「主管するもの」の次に「、給水材料及び配水材料については、給水サービス部給水維持課（以下「給水維持課」という。）及び水道事務所並びに配水部工事課（以下「工事課」という。）の主管するもの」を加え、同条第 2 号中「たな卸」を「棚卸」に改め、「受けること」の次に「（給水材料及び配水材料については、給水維持課及び水道事務所並びに工事課の主管するものを除く。）」を加え、同条第 3 号中「たな卸」を「棚卸」に改め、「保管替えすること」の次に「（給水材料及び配水材料については、給水維持課及び水道事務所並びに工事課の主管するものを除く。）」を加え、同条第 4 号中「たな卸」を「棚卸」に改める。

第 6 条第 2 項中「、資産活用課長」を削り、「会計係長」を「出納係長」に改め、「、事業推進部資産活用課担当係長」を削り、同条第 3 項本文中「青山水源事務所に係る所掌事務を」の次に「、施設部施設整備課長にあつては施設部施設整備課再整備推進に係る所掌事務を」を加え、同項第 2 号中「及び小払資金」を削り、同項第 3 号及び同条第 4 項中「たな卸」を「棚卸」に改め、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 物品の出納及び保管その他の物品会計事務のうち、棚卸資産である給水材料及び配水材料の庫出し及び庫入れ並びに保管替えに関する事務（給水維持課及び水道事務所並びに工事課の主管に属するものに限る。）は、水道事務所長及び配水部工事課長（以下「工事課長」という。）並びに給水事務係長をもって

充てる分任企業出納員に委任する。

第 7 条の表中「水の缶詰及び水のペットボトル詰頒布代金及び配達代金」の項を削り、「給水工事受付センター長」を「給水サービス部給水工事受付センター長」に、「会計係長」を「出納係長」に改める。

第 10 条の 2 中「第 243 条の 2 の 2」を「第 243 条の 2 の 8」に改める。

第 14 条第 5 号中「公社、公団その他」を削り、「時価」を「適正な時価」に改める。

第 15 条第 2 号中「現金預金出納簿」を「現金出納表」に改め、同条第 3 号中「収入予算整理簿」を「収入予算執行計画整理簿」に、「支出予算整理簿」を「支出予算執行計画整理簿」に改め、同号ウをエに改め、同号イの次に次のように加える。

ウ 事業別支出予算執行計画整理簿

第 18 条第 5 号中「れい出」を「戻出」に、「れい入」を「戻入」に、「朱書」を「記入」に改める。

第 22 条第 3 項を削る。

第 24 条第 1 項及び第 2 項中「日付けを追ってつづり込み、」を削り、同条第 3 項を削る。

第 27 条第 2 号中「及び小払資金」を削る。

第 65 条の 2 中「認印を押す」を「記名する」に改める。

第 67 条の見出し中「割印」を「通数」に改め、同条中「数葉をもって 1 通とする請求書には、債権者に割印をさせなければならない。」を削る。

第 68 条中「並びに小払資金」を削る。

第 69 条第 2 項を削り、同条第 3 項を第 2 項とし、同条第 4 項を第 3 項とする。

第 73 条第 1 項本文中「、室長」を削り、同項第 20 号中「並びに」の次に「通信回線使用料、」を加え、同項第 21 号を第 22 号とし、同項第 20 号の次に次の 1 号を加える。

(21) 水道料金等の還付に係る経費

第 73 条第 3 項中「及び漏水管理係長」を「、漏水管理係長及び再整備推進係長」に改める。

第 74 条第 2 項及び第 3 項中「公共料金」を「公共料金等」に改める。

第 82 条を次のように改める。

第 82 条 削除

第 105 条の 2 第 3 項中「第 99 条」の次に「本文並びに」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、規定中「出納取扱金融機関」とあるのは

「収納取扱金融機関」と読み替えるものとする。

第 4 章の章名中「たな卸」を「棚卸」に改める。

第 106 条の見出し及び同条第 1 項本文中「たな卸」を「棚卸」に改め、同項第 4 号を削り、同条第 2 項中「たな卸」を「棚卸」に改め、同条第 3 項を削る。

第 108 条中「たな卸」を「棚卸」に改める。

第 109 条中「所要資材」の次に「（貯蔵品のうち、給水材料及び配水材料を除く。）」を加える。

第 110 条中「貯蔵品準備要求書」の次に「（貯蔵品のうち、給水材料及び配水材料を除く。）」を加える。

第 111 条第 1 項中「物品企業出納員は」の次に「、貯蔵品（給水材料及び配水材料を除く。）については」を加え、同条第 2 項中「前項」を「前 3 項」に改め、同項を第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 分任企業出納員（水道事務所長及び工事課長並びに給水事務係長に限る。）は、貯蔵品（給水材料及び配水材料に限る。）については、過去の使用実績及び現在の保有高を基礎として、貯蔵品準備計画を立てなければならない。

3 分任企業出納員（水道事務所長及び工事課長並びに給水事務係長に限る。）は、前項の規定により作成した貯蔵品準備計画を、経理課長をもって充てる物品企業出納員に提出しなければならない。

第 112 条第 1 項及び第 2 項中「貯蔵品」の次に「（給水材料及び配水材料を除く。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

3 分任企業出納員（水道事務所長及び工事課長並びに給水事務係長に限る。）は、貯蔵品（給水材料及び配水材料に限る。）の合理的運用を図るため、常時必要とする貯蔵品（給水材料及び配水材料に限る。）の全部又は一部を保管することができる。

4 前項の規定による貯蔵品（給水材料及び配水材料に限る。）の保管限量は、分任企業出納員（水道事務所長及び工事課長並びに給水事務係長に限る。）が定める。

第 113 条中「たな卸」を「棚卸」に改め、「うち貯蔵品」の次に「（給水材料及び配水材料を除く。）」を加え、「行い、その他のたな卸資産については、各課長が必要のつどこれを」を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 棚卸資産のうち貯蔵品（給水材料及び採水材料に限る。）については、分任企業出納員（水道事務所長及び工事課長並びに給水事務係長に限る。）が貯蔵品準備計画に基づいて購入契約請求を行うものとする。



3 前 2 項に定めるもののほか、棚卸資産については、各課長が必要のつど購入契約請求を行うものとする。

第 114 条の見出し及び同条第 1 項並びに第 114 条の 2 の見出し及び同条本文中「たな卸」を「棚卸」に改める。

第 114 条の 3 第 1 項中「貯蔵品」の次に「（給水材料及び配水材料を除く。）」を加え、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 分任企業出納員（水道事務所長及び工事課長並びに給水事務係長に限る。）は、貯蔵品（給水材料及び配水材料に限る。）を購入しようとするときは、契約請求伺により管理者の決裁を受けた後、契約担当課長に契約の締結等を依頼しなければならない。

第 114 条の 4 中「物品企業出納員」の次に「又は分任企業出納員」を加える。

第 115 条第 1 項中「（室長を含む。以下同じ。）」を削り、「たな卸」を「棚卸」に改め、同条第 3 項中「職員のうちから立会人を命じ、」を「検査員以外の所属職員を」に改め、同条第 4 項中「及び第 3 項」及び「及び立会人」を削り、「それぞれ検査員命令簿及び立会人命令簿」を「検査員任免簿」に改め、同条第 5 項中「第 243 条の 2 の 2」を「第 243 条の 2 の 8」に改める。

第 116 条及び第 117 条中「たな卸」を「棚卸」に改める。

第 118 条第 1 項中「貯蔵品」の次に「（給水材料及び配水材料を除く。）」を加え、「たな卸資産」を「棚卸資産（貯蔵品のうち、給水材料及び配水材料を除く。）」に改め、同条第 3 項中「量水器」の次に「、給水材料及び配水材料」を加え、「量水器保管替伝票」の次に「又は保管替伝票」を加える。

第 119 条第 1 項及び第 2 項中「貯蔵品」の次に「（給水材料及び配水材料を除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 分任企業出納員（水道事務所長及び工事課長並びに給水事務係長に限る。）は、貯蔵品（給水材料及び配水材料に限る。）を庫出ししたときは、遅滞なく庫出しの記録を作成しなければならない。

第 119 条の 2 に次の 2 項を加える。

3 分任企業出納員（水道事務所長及び工事課長並びに給水事務係長に限る。）は、貯蔵品（給水材料及び配水材料に限る。）の保管替えを受けようとするときは、保管替伝票を発行し、保管元の分任企業出納員（水道事務所長及び工事課長並びに給水事務係長に限る。）に請求しなければならない。

4 分任企業出納員（水道事務所長及び工事課長並びに給水事務係長に限る。）は、前項の保管替伝票と引替えに貯蔵品（給水

材料及び配水材料に限る。)を引き渡さなければならない。ただし、緊急の場合又は分任企業出納員(水道事務所長及び工事課長並びに給水事務係長に限る。)が特に認めた品目については、この限りでない。

第 120 条第 1 項中「貯蔵品」の次に「(給水材料及び配水材料を除く。)」を加え、同条第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「庫入伝票」の次に「又は庫入れの記録」を加え、同項を第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 維持作業のために庫出しした貯蔵品(給水材料及び配水材料に限る。)で、作業の終了により残品を生じたときは、分任企業出納員(水道事務所長及び工事課長並びに給水事務係長に限る。)は、遅滞なく庫入れの記録を作成しなければならない。

第 120 条に次の 1 項を加える。

5 分任企業出納員(水道事務所長及び工事課長並びに給水事務係長に限る。)は、貯蔵品(給水材料及び配水材料に限る。)を購入した際は、遅滞なく庫入れの記録を作成しなければならない。

第 121 条中「第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加える。

第 122 条第 2 項及び第 126 条第 1 項中「たな卸」を「棚卸」に改める。

第 128 条第 1 項及び第 2 項中「たな卸」を「棚卸」に改め、同条第 3 項中「第 243 条の 2 の 2」を「第 243 条の 2 の 8」に改める。

第 129 条及び第 130 条中「たな卸」を「棚卸」に改める。

第 6 節の節名中「たな卸」を「棚卸」に改める。

第 131 条の見出し中「たな卸」を「棚卸」に改め、同条第 3 項中「資産活用課長」を「経理課長」に改める。

第 132 条、第 133 条第 1 項及び第 134 条の見出し中「たな卸」を「棚卸」に改める。

第 136 条中「資産活用課長」を「事業推進部資産活用課長(以下「資産活用課長」という。)」に改める。

第 145 条第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 6 項中「及び第 4 項」及び「または立会」を削り、「第 243 条の 2 の 2」を「第 243 条の 2 の 8」に改め、同項を第 4 項とする。

第 149 条第 2 項中「主管課長」を「経理課長」に改める。

第 150 条第 2 項中「第 5 節」を「第 4 章第 5 節」に改める。

第 152 条中「2 通」及び「するとともに、他の 1 通は経理課長に送付」を削る。

第 167 条中「、管理者に提出し」を削る。

第170条第2項を削る。

第171条第1号中「たな卸」を「棚卸」に改める。

第177条第2項中「管理者が別に定めるところに基づき作成する」を「翌年度の予算編成方針に基づき経理課長が別に定めるところによる」に改める。

第179条本文中「下調書」を削る。

第180条（見出しを含む。）中「予算下調書」を「各課予算案」に改める。

第181条を次のように改める。

（継続費）

第181条 主管課長は、継続費としようとする経費があるときは、各課予算案とともに継続年期、支出方法及びその理由並びに当該経費をもって充てようとする事業の全体計画を示す資料等を経理課長に送付しなければならない。

2 主管課長は、継続費に設定されている経費のうち第2年度以降に係る経費については、各課予算案とともに、前年度までの支出計算書及び事業の進行状況を示す資料等を経理課長に送付しなければならない。

第182条中「予算調書」を「各課予算案、資料及び債務負担行為調書」に改める。

第185条の3第1項第2号中「及び予算科目」を「、予算科目及び事業」に改める。

第186条第1項中「予算執行計画資料」を「予算執行の計画」に改め、「し、当該期開始の10日前までに、経理課長に送付」を削り、同条第2項中「送付」を「作成」に、「予算執行計画資料」を「予算執行の計画」に、「4半期ごとの」を「半期ごとの」に、「の決裁をうける」を「に報告する」に改める。

第187条第1項中「毎月20日までに」を「、経理課長から」に、「につき」を「の報告を求められた場合、」に改め、「経理課長に」を削る。

第188条の2第3項第1号中「たな卸」を「棚卸」に改める。

第189条第1項中「経理課長」を「各課長」に、「各目の金額」を「予算」に、「予算流用決裁簿」を「予算流用依頼書」に、「管理者」を「経理課長」に改め、同条第2項を次のように改め、同条第3項を削る。

2 前項の規定にかかわらず、同一項内かつ同一事業所内の予算の流用を必要とするときは、当該事業の主管課長の決裁を受けることにより、経理課長の決裁を省略することができる。

第189条の次に次の1条を加える。

第189条の2 経理課長は、前条の規定により流用された予算に

ついて、管理者に報告しなければならない。

第 190 条の見出し中「補充」を「充用」に、同条中「補充」を「充用」に、「予備費補充決裁簿」を「予備費充用決裁簿」に改める。

別記様式目次中

「第 4 号様式 現金預金出納簿（第 15 条）」

を

「第 4 号様式 現金出納表（第 15 条）」

に、

「第 14 号様式 収入予算整理簿（第 15 条）」

を

「第 14 号様式 収入予算執行計画整理簿（第 15 条）」

に、

「第 15 号様式 支出予算整理簿（第 15 条）」

を

「第 15 号様式その 1 支出予算執行計画整理簿（第 15 条）」

第 15 号様式その 2 事業別支出予算執行計画整理簿（第 15 条）

」

に、

「第 30 号様式その 2 公共料金支出整理簿（第 74 条第 2 項）」

を

「第 30 号様式その 2 公共料金等支出整理簿（第 74 条第 2 項）」

に、

「第 33 号様式その 1 小払資金保管高報告書（第 82 条第 3 項）」

を

「第 33 号様式その 1 削除」

に、

「第 35 号様式その 6 口座振替払込依頼書（第 98 条の 2）」

を

「第 35 号様式その 6 口座振込依頼書（第 98 条の 2）」

に、

「第 38 号様式 検査員命令簿（第 115 条第 4 項）」

を

「第 38 号様式 削除」

に、

「第 39 号様式 立会人命令簿（第 115 条第 4 項）」

を

「第 39 号様式 削除」

に、

「第 42 号様式 保管替伝票（第 118 条第 3 項）」

を

「第 42 号様式その 1 量水器保管替伝票（第 118 条第 3 項）  
第 42 号様式その 2 保管替伝票（第 118 条第 3 項）」

に、

「第 46 号様式 たな卸資産保管替報告書（第 129 条）」

を

「第 46 号様式 棚卸資産保管替報告書（第 129 条）」

に、

「第 51 号様式 立会人選定簿（第 145 条）」

を

「第 51 号様式 削除」

に、

「第 53 号様式 工事台帳（第 149 条）」

を

「第 53 号様式 削除」

に、

「第 57 号様式その 1 予算下調書（第 180 条）」

を

「第 57 号様式その 1 削除」

に、

「第 57 号様式その 2 予算下調書（明細書）（第 180 条）」

を

「第 57 号様式その 2 削除」

に、

「第 58 号様式その 1 予算執行計画資料（第 186 条）」

を

「第 58 号様式その 1 削除」

に、

「第 59 号様式その 1 予算流用決裁簿（第 189 条第 1 項）」

を

「第 59 号様式その 1 削除」

に、

「第 59 号様式その 2 予算流用依頼書（第 189 条第 3 項）」

を

「第 59 号様式その 2 予算流用依頼書（第 189 条第 1 項）」

に、

「第 59 号様式その 3 予算措置依頼書（第 189 条第 3 項）」

を

「第 59 号様式その 3 削除」

に、

「第 60 号様式その 1 予備費補充決裁簿（第 190 条）」  
を  
「第 60 号様式その 1 予備費充用決裁簿（第 190 条）」  
に改める。  
第 1 号様式を次のように改める。

































第 16 号 様 式 を 次 の よう に 改 め る 。

第 16 号 様 式 (第 21 条)

<b>収入伝票</b>										伝票番号	
年 度		会 計									
起票課			起票日			決裁日			収入日		
収入金額									収入年月日		
_____ 円											
債務者											
									合計額		円
予算科目 款					予算科目 項					合計件数	
決算科目 款					決算科目 項						
No.	予算科目 目		予算科目 節		収入金額	件数	執行課	摘 要	区分		
	決算科目 目		決算科目 節								

第 17 号様式を次のように改める。

第 17 号様式 (第 21 条)		支払期限日 年 月 日	
<b>支出伝票</b>			伝票番号
年度	会計	契約番号	
受理日			
起票課	予算執行課		起票日
予算区分	文書番号	決裁日	
予算科目			
款	節		
項	要素 1		
目	要素 2		
細目	事業		
勘定科目・借方		勘定科目・貸方	
款	款		
項	項		
目	目		
細目	細目		
節	節		
件名			
支出金額		消費税区分	
_____ 円		税抜額	円
		消費税等相当額	円
摘要			支払年月日
債権者	債権債務者番号		

第 18 号様式その 1 及び第 18 号様式その 2 を次のように改める。

第 18 号様式その 1 (第 21 条)				伝票番号	
<b>振替伝票</b>					
年度		会計		契約番号	
起票課		予算執行課		起票日	
予算区分		文書番号		決裁日	
予算科目					
款		節			
項		要素 1			
目		要素 2			
細目		事業			
勘定科目・借方			勘定科目・貸方		
款		款			
項		項			
目		目			
細目		細目			
節		節			
件名					
振替金額 _____ 円				消費税区分	
				税抜額	円
				消費税等相当額	円
摘要					振替年月日
債権者	債権債務者番号				

第 18 号様式その 2 (第 21 条)

# 振替伝票

伝票番号

年度		会 計	
起票課	文書番号	起票日	決裁日
予算科目・借方		予算科目・貸方	
予算区分		予算区分	
予算執行課		予算執行課	
款		款	
項		項	
目		目	
細目		細目	
節		節	
要素 1		要素 1	
要素 2		要素 2	
事業		事業	
勘定科目・借方		勘定科目・貸方	
款		款	
項		項	
目		目	
細目		細目	
節		節	
消費税区分		消費税区分	
税抜額	円	税抜額	円
消費税等相当額	円	消費税等相当額	円
振替金額		円	
件 名			
摘要			振替整理年月日





第 26 号様式を次のように改める。

第 26 号様式 (第 64 条第 1 項)

## 支 払 調 書

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
計算の基礎										円 円 円
支払うべき事由										
債権者住所氏名										
<p>上記の通りお支払いください。  <div style="text-align: center;">年 月 日</div></p> <p>(あて先)                      横浜市水道事業管理者                      水道局長</p> <p style="text-align: center;">課(所、場)名                      作成者                      作成確認所管課長</p>										

第 27 号様式を次のように改める。

第 27 号様式 (第 69 条)

## 請 求 書

¥ \_\_\_\_\_

ただし

上記金額を請求いたします。

年 月 日

横浜市水道事業管理者  
水道局長

住所

氏名

## 領 収 書

¥ \_\_\_\_\_

ただし

上記金額を領収いたしました。

年 月 日

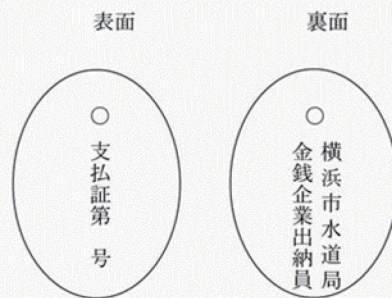
横浜市水道事業管理者  
水道局長

住所

氏名

第 28 号様式を次のように改める。

第28号様式(第69条)



- 備考 1 木製またはプラスチック製小判型とする。
- 備考 2 1 木製またはプラスチック製小判型とする。  
2 寸法は、縦 60 mm、横 39 mm、厚さ 4 mm とする。

第 29 号様式を次のように改める。

第29号様式 (第69条)

支払証No. _____													
<h1 style="margin: 0;">支 払 通 知 書</h1>													
支払方法													
金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	債権者
債権者の提示する支払証と引換えに本書の金額を支払ってください。													
年 月 日													
横浜市水道局金銭企業出納員												印	
横浜市水道局出納取扱金融機関 御中													

(注意) 発行当日に支払わないときは、返付して下さい。

(A5)

(備考)

この様式を工業用水道事業会計に用いる場合にあつては「工水」のマークを上部に付けるものとする。

第 30 号様式その 1 を次のように改める。

前渡金整理簿						
支出関係				精算報告関係		
前渡金取扱者名	支出予定年月日及び件名	伝票番号	支出額年月日	用件終了日	支払額	正当債権者 (支払先)
		前渡金額	前渡金受領年月日	精算日	過△不足額	



第 31 号様式を次のように改める。

第 31 号様式 (第 7 5 条第 1 項)

資金前渡精算書				伝票番号	
年 度		会 計		文書番号	第 号
予算区分		起票課		予算執行課	
予算科目	款	節		支出認証日及び伝票番号	
	項	要素 1			
	目	要素 2		前渡金受領日	
	細目	事業			
件 名					
資金前渡額				円	
支 払 額				円	
過△不足額				円	
<p>摘要</p> <p>上記のとおり精算します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">課 (所・場) 名</p> <p>横浜市水道事業管理者 水道局長</p>					

(備考)

(A4)

支出認証日とは当該前渡金が口座に振り込まれた日とし、前渡金受領日とは当該前渡金を口座から払い出した日とすること。



第 32 号様式を次のように改める。

第 32 号様式 (第 79 条第 1 項)

概算払精算書		伝票番号	
年度	会計	文書番号	号
予算区分		起票課	予算執行課
予算科目	款	節	支出認証日及び伝票番号
	項	要素 1	
	目	要素 2	概算払金受領日
	細目	事業	
件名	あ		
概算払額		円	
支払額		円	
過△不足額		円	
<p>摘要</p> <p>上記のとおり精算します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">課 (所・場) 名</p> <p>横浜市水道事業管理者 水道局長</p>			

第 33 号様式その 1 を次のように改める。  
第 33 号様式その 1 削除  
第 33 号様式その 2 を次のように改める。

第 33 号様式その 2 (第 82 条の 2 第 4 項)

## つり銭資金保管高報告書

年 月 日

金銭企業出納員

所属名

分任企業出納員

年 月 日 現在のつり銭資金の保管高は、次のとおりです。

保 管 金 総 額	円
1窓口用つり銭 1	円
2窓口用つり銭 2	円
3窓口用つり銭 3	円
4窓口用つり銭 4	円
5閲覧用システムつり銭 1	円
6閲覧用システムつり銭 2	円
7閲覧用システムつり銭 3	円
8閲覧用システムつり銭 4	円
9予備用つり銭	円



第 37 号様式その 1 を次のように改める。

第 37 号様式その 1 (第 114 条第 1 項)

棚卸資産購入・修理契約請求伺					伝票番号
年度		会計			
予算区分		起票課		予算執行課	
予算科目目	款		節		起案日
	項		要素 1		決裁日
	目		要素 2		決番 決第 号
	細目		事業		
件名					
納入場所					
納入期間	契約締結後 日間 年 月 日 限り				
品名		品質・形状等	数量	単位	単価
契約方法					
摘要					
消費税等相当額					円
合計					円

第 37 号様式その 3 を次のように改める。

第 37 号様式その 3 (第 114 条の 3 第 1 項)

## 貯蔵品購入契約請求伺

		伝票番号		
年度		会計		
主管課請求番号				
予算区分		起票課	予算執行課	
予 算 科 目	款		節	起案日
	項		要素 1	決裁日
	目		要素 2	決番 決第 号
	細目		事業	
件名				
品名コード		数量		
品名				
納入場所			予定納期	
契約方法				
摘要 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-left: auto; margin-top: 10px;"></div>				
予定価額		円	(消費税等相当額を含む)	
予定単価		予定数量		





第 46 号 様 式 を 次 の よ う に 改 め る。

第 46 号 様 式 (第 129 条)

棚 卸 資 産 保 管 替 報 告 書

第 号	起案	年	月	日	主管課	
	決裁	年	月	日		
棚卸資産の名称等						
	数量		単価	円	金額	円
保管替場所	から へ					
保管替年月日	年 月 日					
保管替えの事由						
	物品企業出納員 係長 課員					
(新保管課又は事業所)	課長 係長 課員 物品取扱員					
(旧保管課又は事業所)	課長 係長 課員 物品取扱員					

- (注意) 1 この様式による書類は、旧保管課又は事業所の物品取扱員が作成するものとし、新保管課又は事業所に合議してください。
- 2 この様式による書類は3部作成し、正本を物品企業出納員、副本を新保管課又は事業所の物品取扱員、控を旧保管課又は事業所の物品取扱員がそれぞれ保管してください。

(A4)





第 50 号様式その 1 を次のように改める。

第 50 号様式その 1 (第 143 条第 3 項)

**(工事) (役務) 契約請求伺**

伝票番号

年度		会計		
予算区分		起票課		予算執行課
予算 科 目 細目	款		節	起案日
	項		要素 1	決裁日
	目		要素 2	決番 決第 号
	細目		事業	
件名				
履行場所				
契約期間	契約締結後 日間 年 月 日 限り			
履行方法	別紙仕様書、設計書及び図面のとおり			
契約方法				
摘要				

予定概算額 円 (消費税等相当額を含む)

- 第 51 号様式を次のように改める。
- 第 51 号様式 削除
- 第 53 号様式を次のように改める。
- 第 53 号様式 削除
- 第 54 号様式を次のように改める。

第 5 4 号様式(第 152 条)

### 固定資産異動報告書

第 号	起案 決裁		
資産番号			
資産名称		所在地	
所属		(所管元)	
構造			
耐用年数			
取得原価			
減価償却累計額		帳簿価額	
異動年月日		異動事由	
除却・売却		売却額	

(A4)

第 55 号 様 式 を 次 の よう に 改 め る。

第 55 号 様 式 ( 第 153 条 )

### 固 定 資 産 事 故 報 告 書

資 産 勘 定 項 目 節		起 案 決 裁				年	月	日
事 故 物 件 の 名 称 及 び コー ド 番 号		主 管 課						
所 在 地								
構 造								
帳 簿 原 価		減 価 償 却 累 計 額		除 却 費 計 上 額				
事 故 発 生 の 日 時								
事 故 発 生 の 原 因								
平 素 に お け る 管 理 状 況								
事 故 発 生 後 の 処 置								
そ の 他 参 考 事 項								
局 長	経 営 部 長	経 理 課 長	係 長	課 員				
		物 品 企 業 出 納 員	係 長	課 員				
	事 業 推 進 部 長	資 産 活 用 課 長	係 長	課 員				
		課 長	係 長	課 員				
			係 長	課 員				

(注意) 1 この様式による書類は、固定資産が滅失又は損傷した場合に当該主管課長が2部作成し、  
 正本はこの固定資産が不動産であるときは資産活用課長が、動産であるときは物品企業出納員が保管し、  
 副本は経理課長が保管します。  
 2 各項目の記載が長文にわたるときは、別紙としてください。

(A4)

第 57 号 様式 その 1 及び 第 57 号 様式 その 2 を 次の よう に 改 め る 。

第 57 号 様式 その 1 削 除

第 57 号 様式 その 2 削 除

第 58 号 様式 その 1 を 次の よう に 改 め る 。

第 58 号 様式 その 1 削 除

第 59 号 様式 その 1 を 次の よう に 改 め る 。

第 59 号 様式 その 1 削 除

第 59 号様式その 2 を次のように改める。

第 59 号様式その 2 (第 189 条第 1 項)

予算流用依頼書		伝票番号	
年度	会計	起票課	
予算区分	決裁区分	起票日	決裁日
	流用を受ける科目	流用を与える科目	
予算執行課			
事業			
款			
項			
目			
細目			
節			
当初予算額	円		円
予算現額	円		円
執行累計額	円		円
流用前予算残額	円		円
予算流用額	円		円
流用後予算残額	円		円
流用理由			

(A4)

第 59 号 様 式 その 3 を 次の よう に 改 め る。  
 第 59 号 様 式 その 3 削 除  
 第 60 号 様 式 その 1 を 次の よう に 改 め る。

第60号様式その1(第190条)

年 度		会 計		起 票 課		伝 票 番 号
予 算 区 分	決 裁 区 分		起 票 日		決 裁 日	
	充 用 を 受 け る 科 目			支 出 額		
所 属						
事 業						
款						
項						
目						
細 目						
節						
当 初 予 算 額	円			円		
予 算 現 額	円			円		
執 行 累 計 額	円			円		
充 用 前 予 算 残 額	円			円		
充 用 額	円			円		
充 用 後 予 算 残 額	円			円		
充 用 を 受 け る 理 由						

(A4)

（横浜市水道局定期支出金支出事務の特例に関する規程の一部改正）

第 2 条 横浜市水道局定期支出金支出事務の特例に関する規程（平成 23 年 7 月水道局規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「認印を押印した」を「決裁した」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。





第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式(第 4 条第 2 項)				定期支出番号	
定期支出依頼書 (確定)			契約番号		
年 度	会 計		契 約 番 号		
起票課	請求番号		登録日		
予算区分	文書番号		確定日		
事業	勘定科目(支出)		[借方]	[貸方]	
予算科目	勘定科目(未払)		[借方]	[貸方]	
支払予定内訳					
支払月	支払予定額		支払月	支払予定額	
4月分			10月分		
5月分			11月分		
6月分			12月分		
7月分			1月分		
8月分			2月分		
9月分			3月分		
合計金額			消費税区分		
			課税対象額		
			消費税額		
件 名					
摘 要					
債権者	債権債務者番号				

第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式(第5条)

### 定期支出変更等依頼書(水道/工業用水)

年 月 日

横浜市水道事業管理者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



(契約印と同一の印)

次のとおり定期支出の申し込み内容に変更がありましたので届け出ます。

契約件名 \_\_\_\_\_

契約番号 No. 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 振込先口座の変更

振込先(業者コードー口座枝番)の変更

(変更前) No. 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 - 

--	--

(変更後) No. 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 - 

--	--

年 月 日 資格審査申請システム申請済み

口座名義の変更は、資格審査申請システムで申請してください。

振込先口座(業者コードー口座枝番をお持ちでない場合)

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店

預金種目・口座番号 普通・当座 No. \_\_\_\_\_

(フリガナ) \_\_\_\_\_

口座名義 \_\_\_\_\_

2 所在地、商号又は名称、代表者職氏名の変更

年 月 日 資格審査申請システム申請済み

変更を証明する書面を提出します。

3 その他


※該当する項目に○をつけ記入してください。



附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 令和 5 年度に係る決算の処理については、この規程による改正前の横浜市水道局会計規程の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の横浜市水道局会計規程により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横 浜 市 水 道 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る  
。

令 和 6 年 3 月 29 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者  
水 道 局 長 山 岡 秀 一

水 道 局 規 程 第 9 号 ( 令 和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 )

横 浜 市 水 道 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 水 道 条 例 施 行 規 程 ( 昭 和 33 年 6 月 水 道 局 規 程 第 2 号 ) の 一  
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 22 条 第 2 項 を 次 の よ う に 改 め る 。

2 条 例 第 36 条 の 規 定 に よ り 料 金 等 の 減 免 を 受 け よ う と す る 者 は 、  
そ の 理 由 を 付 し て 、 管 理 者 に 申 請 し な け れ ば な ら ない 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

交通局

交通局告示第 5 号

地域限定共通 1 日乗車券の発売の一部改正

地域限定共通 1 日乗車券の発売（令和 2 年 7 月交通局告示第 10 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 22 日から実施する。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

第 2 項を次のように改める。

2 乗車券の様式



（みなとぶらりチケット  
（紙券））

（みなとぶらりチケット  
ワイド（紙券））



（みなとぶらりチケット  
（デジタル版・例示））

（みなとぶらりチケット  
ワイド（デジタル版・例  
示））

左：my route 右：Klook

左：my route 右：Klook





---

教育委員会

---

横浜市教育委員会公告第 2 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号により、次の者を令和 6 年 3 月 28 日懲戒処分に付した。

令和 6 年 4 月 15 日

横浜市教育委員会

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立学校	教諭	公表基準により 非公表	免職